

第39回座間市民ふるさとまつり参加申込要領

1 目的

座間市民ふるさとまつりは、市民の参加とふれあいを求め、郷土座間の発展を願い、市民の手によるふるさとまつりを実施する。

2 開催日時・場所

- (1) 日時 令和6年11月17日(日) 午前9時から午後3時まで
- (2) 場所 座間中学校

3 申込受付概要

- (1) 受付期間 令和6年7月8日(月)から令和6年7月29日(月)まで
- (2) 受付時間 平日9時から12時、13時から17時
- (3) 受付窓口 座間市民ふるさとまつり実行委員会事務局(市役所4階市民協働課内)
問い合わせ先: 046-252-7966

(4) 提出書類

- ① 第39回座間市民ふるさとまつり参加申込書
- ② 飲食物販売誓約書兼内容報告書(飲食物販売の場合のみ)
- ③ 臨時出店者の詳細
- ④ 営業許可証(飲食物を事前調理して参加する事業者のみ)

※参加申込書等(①~③)は、受付窓口または市ホームページ(ダウンロード可)で入手できます。

(5) 参加費用

- ① 参加費用等については、参加申込書に記載のとおりです。
- ② 中止の場合は既納の出店に係る費用はお返しします。
- ③ 中止及び条件付き開催の場合の座間市民ふるさとまつり参加にかかる材料費等の費用補償は致しません。

4 申込区分及び参加条件

(1) 模擬店参加

- ① 出店することができる団体は、座間市民ふるさとまつりの目的・趣旨に賛同し、次の各号のいずれかに該当する団体であって、実行委員会が審査の上、出店を認めた団体とします。

(政治・宗教に関する出店は認められません。)

- ア 市内の農・商・工業関係登録団体
- イ 日常的に市内においてボランティア活動を実施している団体
- ウ 公共性・公益性が高い地域の法人及び企業
- エ その他実行委員会が参加を適当と認める団体

② 出店条件

- ア 飲食物の事前調理は、必ず営業許可施設内で行うこと。
- イ 飲食物取扱い団体は、食品の取り扱いについて、厚木保健福祉事務所及び実行委員会の指示に従うこと。
- ウ 酒類（ノンアルコールビールを含む）は販売できません。
- エ 飲食物取扱い団体は、別紙「第39回座間市民ふるさとまつり 食品の取扱いについて」を熟読し、食中毒の発生防止に努め、なおかつ、出店品目は1品目とすること。
- オ 火気器具を使用する出店団体は、必ず消火器を設置すること。
- カ 出店に係るゴミは持ち帰ること。
- キ 座間市民ふるさとまつり終了後の「クリーンタイム」に従事すること。
- ク 実行委員会が定めた場所以外での駐車は絶対にしないこと。

③ その他

- ア 応募多数の場合は、実行委員会の代理抽選により決定する。
- イ 出店場所（テントの位置）は、実行委員会で判断し決定する。
- ウ 出店内容や品目、販売価格は、実行委員会で調整をさせていただく場合があります。
- エ 参加条件を満たさない場合、出店を取り消す場合があります。

(2) ステージイベント参加

- ① 出演できる団体は、座間市民ふるさとまつりの目的・趣旨に賛同し、市内を中心に活動している団体であって、実行委員会が審査のうえ出演を認めた団体とする。（極めて少ない人数での出演及び政治・宗教に関する出演は認められません。）
また、実行委員会が中止と判断した場合は演目の途中でも中止していただきます。

② 出演条件

- ア ステージでの準備・後片付けについても決められた出演時間内で行うこと。
（持ち時間：1枠15分予定）
- イ 実行委員会で定めた場所以外での着替えは、絶対にしないこと。
- ウ 実行委員会が定めた場所以外での駐車は、絶対にしないこと。

③ その他

- ア 選考方法・出演時間帯は、部会（各出演団体の担当者が出席）で調整したうえ、実行委員会で協議し、決定する。
- イ 応募多数の場合は、実行委員会の代理抽選により決定する。